

学校における消費者教育の推進について

長野県教育委員会教学指導課

『長野県消費生活基本計画・長野県消費者教育推進計画』「学校等における消費者教育の推進」より

- 3-2-3 学校における消費者教育の推進
- 3-2-4 学校における外部人材の活用
- 3-2-5 高等学校における教材の作成・活用
- 3-2-7 消費者教育を推進する教員に対する支援

1 学校における消費者教育の推進

(1) 指導用リーフレットを、県内の全小・中・高等学校・特別支援学校に配布する。(11月頃)

①小中学校用：

- ・内容：特殊詐欺被害の現状 ・授業実践の紹介 ・外部講師等の情報 等
- ・体裁：A3判 二つ折り、4ページ

②高等学校用：

- ・内容：社会に出て、消費者問題の被害者にも加害者にもならないための基礎知識
- ・体裁：A3判 二つ折り、4ページ

(2) 教育課程研究協議会（9月～11月にかけて教科ごとに分かれて行われる、全県の教職員が参加する研修会）において以下のことを行う。

①小中学校：

- ・家庭科：県下8会場において、午後の協議会に消費者教育に関する研修会を実施する。
警察署や消費生活センターから講師を招き、特殊詐欺被害の現状と対策、若者の消費トラブルの現状等についてお話いただく。
授業実践の紹介や消費者庁等の教材を活用した模擬授業を行う。

②高等学校：

- ・家庭科：全高校から消費者教育の効果的な指導の実践例を集め、冊子にして配布する。
- ・地歴・公民科：諸団体と連携した消費者教育の進め方をモデル校において研究し、その成果を周知する。

(3) 「教育指導時報」に、新たな教育課題に対応する教育として「消費者教育」を掲載し周知する。

- ・平成26年度 9月号 特殊詐欺被害の状況、消費者教育の実践例の紹介 等
- ・平成24年度 12月号 消費者教育実践例の紹介 等

(4) 教育課程研究協議会の研修内容の実践の一例

- ・塩尻市立桔梗小学校で、高学年の子どもたちが特殊詐欺被害について学習し、家族が被害にあわないように紙芝居等で発信する取組を行う（11月）。

2 学校における外部人材の活用

(1) 全県の高校教頭対象の「キャリア教育研修会」において、パンフレット「未成年のための司法書士市民法律教室について」（長野県司法書士会）を配布し説明を受けた。〔5月29日〕

- ・「市民法律教室」のなかで消費者問題を学べることを周知した。新規実施を検討したいという声が複数寄せられた。
- ・過去の「市民法律教室」の実施状況 平成 25 年度 20 校 2,920 人受講

(2) 指導用リーフレットや「教育指導時報」の中に、連携できる外部機関を記載する。

3 高等学校における教材の作成・活用

(1) 高校生のWEB教材作成を支援する。

- ①長野商業高校の生徒たちが授業で消費者問題を考えるWEB教材を作成する予定。(11月頃)
- ②岡谷工業高校と松川高校の公民科の授業で、昨年度作成された高校生のWEB教材を利用した実践をする予定。(11月頃)

(2) 高校生の特殊詐欺防止に向けた取組

①屋代南高校美術部による紙芝居制作

- ・平成 26 年 1 月 31 日、市内で起きた事件を題材にした紙芝居を更埴防犯協会連合会に寄贈。
- ・更埴防犯協会連合会女性部が高齢者の集まりで被害防止の寸劇を実施する際に利用している。平成 26 年 9 月までの出動回数は 20 回。
- ・1 年生部員の言葉「私の祖母にも不審電話がかかってきたことがある。お年寄りが紙芝居を通じて危機感を持ってもらえれば。」(『信濃毎日新聞』の取材に答えて)

②塩尻志学館高等学校書道部による標語制作・啓発活動

- ・平成 26 年 5 月 28 日、塩尻署の依頼で特殊詐欺防止のポスター向けに標語を書き、管内の金融機関に配布する。
- ・平成 26 年 8 月 13 日、帰省シーズンに合わせて特殊詐欺防止の啓発活動を実施する。一日駅長や一日警察署長となり、看板の掲出やチラシ・ティッシュの配布を行う。
- ・平成 26 年 10 月 11 日、塩尻・朝日防犯協会と塩尻署の依頼で、塩尻駅前にて広報活動。書道パフォーマンスで特殊詐欺と各種犯罪被害防止の機運を盛り上げる。

③岡谷東高等学校美術文芸部と岡谷南高等学校美術部によるパネルシアター・紙芝居制作

- ・平成 26 年 8 月 28 日、岡谷署に特殊詐欺被害の実話をもとにしたパネルシアター（パネルに人形を張り付けながら劇をするもの、下の写真）と紙芝居を寄贈する。岡谷東高生がパネルシアターを、岡谷南高生が紙芝居をそれぞれ担当。
- ・岡谷南高校 2 年生部員の言葉「今回の制作を通じて今まで知らなかった特殊詐欺事件の実態を知ることができた。」(『読売新聞』の取材に答えて)



4 消費者教育を推進する教員に対する支援

(1) 消費者教育の研究授業

①中学校：立科町立立科中学校 10月28日 授業参観日にあわせて実施

(学校関係者や保護者等、約70名が参加予定)

13:30～14:20 公開授業 1年技術・家庭科 家庭分野「登山用品の購入方法を考えよう」

- ・購入する登山用品(靴、リュック、カッパ)について、収集した商品の情報(商品の表示や先輩ユーザーの声等)をもとにグループ討議をすることで、自分の購入の仕方を決定する。
- ・保護者には、授業の終わりで、生徒の追究の良さを評価してもらおう。あわせて特殊詐欺防止について保護者に情報提供する。

14:45～16:05 講演会

②高等学校：小諸高等学校 10月21日

(県内高校教員、約30名が参加予定)

12:40～13:30 公開授業 3年政治・経済「フェア・トレードから消費者問題について考える」

- ・第三世界の人々が生産したものを私たちは公正に購入しているのだろうかというテーマをワークショップ形式で探究し、消費者としてどのように生きていくべきかを考える。
- ・消費者の問題点・責任などを多面的・多角的に考えながら、特殊詐欺をはじめとする消費者問題に立ち向かえるシティズンシップを育てることを目指す。

13:40～15:30 研究会、講演

(2) 教員への研修の実施

①長野県総合教育センターの消費者教育に関する講座「かしこい消費者・エコ生活」

- ・8月27日に実施 (定員16人に対し、受講者19名)
- ・実践発表「よりよい商品選択を考える～買い物マイスターになろう～」 喬木第二小学校
- ・講義と演習 「環境に配慮した消費生活の工夫と消費者教育の基礎」

②心の支援室主催の以下の会議で、消費者教育に関する連絡又は協議を行う

- ・6月：第1回北信高校生徒指導委員会、長野県高校校長会生徒指導専門委員会、長野県生徒指導連絡協議会
- ・7月：第2回東信高校生徒指導委員会
- ・9月：第2回南信高校生徒指導連絡協議会
- ・今後：中信高校生徒指導委員会でも取り上げる予定
- ・内容…高校生が特殊詐欺の受け子になった事例やオンラインゲームに関するトラブル等、児童生徒が消費者被害に巻き込まれた事例等を用いて、高校生が被害者・加害者にならないための具体について周知